

令和2年度 第11回江津市農業委員会総会

日時：令和2年12月21日(月) 午前9時30分～

場所：江津市地場産業振興センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地の使用目的変更届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

第6 その他

○出席農業委員（11名）

1 番佐々木英夫 2 番山田博 3 番山本秀彦 4 番藤井孝子  
5 番柳原良雄 6 番和田幸子 7 番大村理之 8 番二本木俊二  
9 番田代和秋 10 番深野政勝 11 番原田和徳

○出席推進委員（8名）

盆子原温、井上清澄、階本誠一、崎谷靖徳、佐々木建也  
仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長土崎一雄 参事藤田佳久 次長高井誠

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 皆様おはようございます。ご案内の時間少し前ですけれども、皆様お集まりになりましたので、ただ今から令和2年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願ひします。

会 長 おはようございます。今年、令和2年最後の総会であります。また、今非常にコロナ関係が、拡大が止まらない状況で、特にこの中国地方では広島と岡山

が爆発的に増えております。また、今朝の新聞を見ますと、松江と浜田で発生しているということで、皆さんに感染防止の徹底をして頂きながらお願いをしているところでございます。そういった中で、活動が限られている訳ですが、今現在、人農地プランについて各地域、各集落において、皆さんにご協力を頂いているところです。先程、農林課長の土崎課長から話を伺いますと、現在当初の予定から約半分以上の集落あるいは地域において、話し合いが進められているということです。また、農業公社におかれましても、各地域集落へ参加していただきご協力を頂いているところでございます。まだまだ後、話し合いを終わって意見聴取を取りまとめ、最終的に来年には検討会を実施されていくという運びになりますので、更なる皆さんの各委員のご協力をよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、ただ今から令和2年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、河村委員、野田委員、湯浅委員、3人の推進委員より欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願ひをいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。ご了解をいただきましたので、5番 柳原委員、6番 和田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

使用目的変更届出

《 後地町 》

会 長 次に日程第2、報告第1号「農地の使用目的変更届出について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願ひいたします。事務局の説明をお願ひいたします。

事務局 はい。それでは説明をさせていただきます。議案集は1枚めくって頂きまして2ページの所をご確認下さい。位置図につきましても、1枚めくって頂いた表紙の裏となりますので、ご確認をお願ひします。それでは、座って説明をさせていただきます。議案集は2ページです。農地の地用目的変更届出についてです。農

地の所在は後地町●●●●●、登記地目、現況地目どちらも田です。面積は●●●●m<sup>2</sup>です。所有者と変更届出者については、ご確認ください。変更事由ですが、現在、湧水等及び排水系統の不良により地質が軟弱である為、田としての耕作が不可能であるので、土砂を搬入し農地の嵩上げを行い、花木を植樹、栽培するという形で提出がなされております。実は、これは以前、既に計画の届出が出されておりました、当時の計画では工期が令和2年12月末までとなっておりました。この施行の所で難がありまして、この工期を延ばすという意味で、再度計画を提出という形になったものでございます。申請人は本人さんで、担当委員は藤井委員です。私からの説明は以上です。

会 長 はい。それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 はい。それでは説明をさせていただきます。位置図の1ページをご覧ください。左斜め上から走っている道路がありますが、国道9号線、道の駅サンピコから下った、江津東小学校と江東駐在所のある交差点から●●●m程、南に進んだ道路沿いの農地になります。ここは先程、説明にもあったように、1年前に同じような届出が出ておりました、今回工期予定の工事期間の延長に伴って申請をされています。14日に現地確認をしましたが、まだ埋め立て工事の途中で、完了まではもうしばらくかかると思われます。特に問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等は無いようであります。報告のとおり農地の使用目的変更届出については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 都治町 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をいたします。議案集は1枚めくって頂きまして、農地法第3条の規定による許可申請の番号1になりますので、そちらをご覧ください





についてはご確認願います。転用目的で宅地拡張としてございます。土地を造成し宅地として拡張するためという転用です。申請は浜田市の三浦先生から頂いております。対価につきましては、10aあたり●●●●●千円となっております。工期は昭和30年月日不詳とあります。これにつきましては、顛末書が出ております。顛末書を読み上げますと、『本件申請地の隣接地の敬川町●●●●●の上には、私所有の家屋が建っており、現在の所有者の先々代の時代より土地を借り受けております。この度、申請地を譲り受けることになり、測量をしてもらった所、敷地部分は全て敬川町●●●●●番の土地だと思っていた所が、一部申請地の敬川町●●●●●の畑ということが分かりました。昭和30年頃、祖父の●●●●●がこの申請地部分も敬川町●●●●●番で敷地の一部とっていたので、ブロック塀を建てたりコンクリートを敷設しました。そしてこのまま現在に至ります。結果として農地法の申請手続きを経ずに、農地を農地ではない状態で使用していたことは、誠に軽率であり深く反省しております。今後はこのような事態にならないよう十分注意いたしますので、何卒寛大な処置を賜りますよう本顛末書をもってお願い申し上げます。』ということで、●さんより提出されております。ここにつきましては、位置図の所にありますけれど、丁度楔形になっております。楔形の下側の所にかかっている、一体の宅地の画地として現在は使用されております。また土地の一部に道路部分も入っておりますが、ここは市の土木建設課の管理の所が市道部分についても確認をしております。以上で説明を終わります。

会 長 はい。それでは、大村委員から調査結果の報告をお願いいたします。

7番委員 はい。それでは位置図の4ページをご覧ください。ややこしい所なのですが、敬川の●●●●●を目標に探して行きました。9号線右上の敬川町の交差点を入りまして、約150m有福方面に下りまして、そこを左に50m行きます。それから、突き当りの交差点を右に曲がって、約20~30m行きまして次の交差点を右に曲がります。そこを直進して行きますと●●●●●があります。その手前に●さんの土地がありました。先程の顛末書の説明のとおりでありました。説明を終わります。

会 長 はい。ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 はい。質問が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、可決されました。

#### 農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 5、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。それでは説明をします。農用地利用集積計画の承認については、別紙を送らせて頂いておりますので、そちらをご覧ください。すみません。修正のお詫びなのですが、この議案集の方の 1 ページをめくっていただいたところを見て頂くと、今回、第 5 意見第 1 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画となっておりますが「農用地」です。「用」が抜けておりました。大変失礼いたしました。農用地利用集積計画の承認についてという議案でありますので、修正をよろしくお願ひします。それでは、別冊の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを説明させて下さい。1 枚めくって頂きまして、1 ページの所に今回の集積計画の表が出ております。桜江町谷住郷で田が 1 筆、桜江町江尾で田 2 筆、合計 3 筆の申請です。面積は合わせて 4,130 m<sup>2</sup>になります。桜江町谷住郷につきましては、再設定になっていまして、江尾の 2 筆につきましては新規の設定となっております。1 枚めくって頂きまして、2 ページ目にこの筆の詳細がありますので、ここにつきましてはご確認願ひします。1 枚めくって頂いた残りの所で地図が載っております。①の所で桜江町谷住郷の場所が示してありますので、ご確認下さい。1 枚めくって頂きまして、②の所については桜江町江尾の 2 筆について場所を示しております。最後 1 枚めくって頂いた所には、江津市の管内図ですけれども、桜江町谷住郷と江尾、皆様ご存じかと思いますが、位置としてはここですということで、集落の場所を示しております。私の方からの説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局から説明がありました。この計画を定めることについ

て、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問はございませんか。ございませんか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

[ 挙手全員 ]

会 長 はい。挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

#### その他

会 長 次に日程第 6、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 はい。総会の所で、皆さんに確認して頂きたいことがありますので、その他の所であげさせて下さい。今日、皆さんの机にクリップで留めてある 2 つの資料がお手元にあるかと思えます。中身が何かと言いますと、今年度に入った所で、平成 31 年度、令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価、これを作りましてホームページに載せますので、ご確認下さいというお話をさせてもらいました。併せて令和 2 年度目標及び達成に向けた活動計画というのも載せますので、ご確認下さいというお話をさせて頂いたかと思えます。ここの所で、こちら間違いなく作ったつもりだったのですが、県の方から修正の指摘が入りました。再確認をした所、こちらの誤りがありましたので、今回改めてこういうふうに訂正をして、ホームページ等に公開をしますということの説明をさせて下さい。どこが間違っていたかと言いますと、1 ページ 1 箇所くらいあると思いますが、赤字の所です。メインの所は耕地面積の所で田の面積が 1 ha 間違えていたということです。これは、カウントの基準年数を誤っていたということからなっています。1 枚めくって頂きまして、担い手の集積の経過なのですが、先程申し上げた前が 630 だったのですけれど、それは集積面積の計算間違いだったということです。そういった形で基本的に集積の所の面積が違っていたということです。一番最後の右が目標の所です。令和 2 年度の目標及び達成に向けた活動計画というものがありますけれど、これも同じよう

に先程の 630 の所から合計の耕地面積 631 に変えているということ、それから一部要らない文字を削ったという所でさせて頂いております。大変申し訳無いですが、ここを修正させて頂いて、皆さんの確認を得た後でホームページの所も修正させて頂きたいと思います。ホームページの所については、修正した分を載せますので、見え消しを直しきれいなものを出していきたいと思っております。私の方から説明は以上です。

会 長 はい。ただ今、事務局から説明がありました。このことについて、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。質問が無いようでありますので、事務局で修正の手続きをお願いいたします。

事務局 はい。

会 長 その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 事務局からは特にありませんが、総会後に事務連絡をさせて頂ければと思っております。

会 長 はい。その他について、皆さんの方から何かございませんか。よろしいでしょうか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

会 長 はい。それでは、その他について事務連絡等は、総会終了後に行います。以上で日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第 11 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は年明けの 1 月 20 日、水曜日を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

[ 閉会 午前 10 時 00 分 ]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員